

(R5. 5. 19)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村
TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)フジタ 大臣 第19796号	奥村 洋治	東京都渋谷区千駄ヶ谷4 - 25 - 2	令和5年5月20日から 令和5年6月19日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島（3）宿舍新設建築工事（その1）」の受注者である建設共同企業体（(株)フジタ他1社）の監理技術者は、当該工事の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4. 指名停止措置理由等

建設共同企業体（(株)フジタ他1社）の従業員が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置の期間1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内